

同友会だより

vol. 18 2025. 2.28

発行：在日韓国良心囚同友会

社会に深く根を下ろした民主主義は、 必ず勝利し、新しい時代を創っていくでしょう

在日韓国良心囚同友会・代表 李 哲

いつも在日韓国良心囚同友会の活動に大きなご支援をして下さっている皆様に、心より感謝申し上げます。

皆様もご存じのように韓国の大統領・尹錫悦は2024年12月3日の夜突如、非常戒厳令を宣布して内乱を企てました。しかし急遽、国会前に駆けつけた多くの市民たちが、身体をもって戒厳軍の国会侵入を阻止し、その間に国会は非常戒厳令の解除を議決して、尹錫悦の内乱を阻むことができました。市民たちの結集があと30分遅かったら国会は戒厳軍によって制圧され、韓国社会はまた軍政へと後戻りしていたでしょう。まさに危機一髪の状況でした。

現在、尹錫悦は内乱罪の首魁として逮捕・起訴され、今後、刑事裁判を受けることとなります。また尹錫悦が国会議員を逮捕して国会を解散し、代わりに「非常立法機構」を創設しようと目論んだことが憲法と憲政に重大な違反をしたとして、現在、憲法裁判所において弾劾の審理が行われています。今年(2025年)3月内には「憲裁」が弾劾決議を引用し、罷免することでしょう。

2024年のノーベル文学賞を受賞した韓江作家は、ハンガン「死んだ人たちが生きている人たちを助けることができるのか?」「過去が現在を助けることができるのか?」と語りましたが、まさに1948年の「済州4・



2024.12.14 大阪駅頭緊急集会



11・22 事件 49 周年市民の集い (2024.11.24)

3 抗争」や1980年の「5・18 光州民衆抗争」、そして1987年の「6月民衆抗争」など、大きな犠牲と悲しみを乗り越えて培われてきた民主民衆抗争の蓄積が、市民たちを自発的に国会前に集結させ、内乱を防いだのでした。私たちは今回も尹錫悦の内乱を阻み、韓国の民主主義を守った主体が、行動する、目覚めた市民たちであったことをはっきりと確認することができました。

今、韓国では応援棒を手にした20, 30代の若者たちを中心にした「光の革命」が厳かに進行しています。韓国では、いつの時代にも大きな変革期には、若者たちが中心となりました。この「光の革命」は、尹錫悦の罷免と民主政権を樹立し、韓国に新たな民主主義社会をもたらすでしょう。

しかし尹錫悦の内乱は、まだ完全に制圧されたとは言えません。尹錫悦の残党らは水面下に潜み、内乱に同調した政府要員たちは今も真相解明に協力しないばかりか、抵抗、妨害している状況です。また極右破壊勢力は、尹錫悦の拘束令状を発付したソウル西部裁判所に100数十名の暴徒を送って騒乱を起こし、政権与党は彼らを庇護して、尹錫悦の復権を画策しています。今後の1, 2年間は民主陣営と反民主破壊勢力との熾烈なせめぎ合いが予想されますが、社会に深く根を下ろした民主主義は必ず勝利

し、新しい時代を創っていくでしょう。

今年（2025年）は、私たちが在日政治犯たちの「11・22事件」から50年を迎える節目の年です。同友会は「11・22」50周年を迎えて、今年の秋には救援運動して下さった方々や、ご支援して下さる皆様方

とともに、記憶に残る素晴らしい記念行事を企画しようと考えています。今年も皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

2025年立春
在日韓国良心囚同友会代表 李哲 拝

《11・22事件49周年》

在日韓国政治犯の再審裁判と 民衆連帯の課題を考える市民の集い開催

1975年の「11・22事件」から49周年を迎え、2024年11月24日にPLP会館（大阪市）で、11・24市民の集い実行委員会が主催して72名の参加で「在日韓国政治犯の再審裁判と民衆連帯の課題を考える市民の集い」が開催されました。

司会進行を徐聖壽さんが担当し、主催者あいさつは、時間ギリギリに東京から駆けつけてこられた金元重キムウォンジュンさんが行ない「この間、再審裁判は続々と無罪を勝ち取ってきました。来年（2025年）は「11・22事件」50周年で節目となります。在日韓国良心囚同友会として、これまでの経過を取りまとめる作業も含めて、記念となるような企画を考えていき



報告『長東日誌』その後・李哲さん（2024.11.24）

い」とあいさつされました。

最初に、記念行事『2024.5.28 国連国家拷問被害者支援行事 at セムト』の動画上映がありました。これは国際連合が定めた国際拷問被害者支援の日になんで、韓国から「国家暴力受難生存者の会」「人権医学研究所」「金槿泰記念治療センター」のメンバー16名が訪日され、在日韓国良心囚同友会と共催して5月28日にセムトで行われた行事を映像記録したもので、随行された撮影スタッフが編集されたものでした。【支援行事の報告は別項】

続いて、康宗憲カンジョンホンさん（韓国問題研究所・代表）が「変動する国際情勢と朝鮮半島の平和」のテーマで講演されました。2023年12月から“がん”による闘病生活を送っているにもかかわらず、終始座ることなくトランプ再執権後の国際秩序の大転換期についての講演に、会場の皆さんから惜しみない拍手が送られました。【講演内容の要旨は別項】

第1部の最後は、李哲イテヨルさんの『長東日誌』の韓国語版が4月に出版され、5月にソウルで開催された動画『2024.5.14 李哲氏「長東日誌」出版記念会 in ソウル』の一部の上映と、『（ハングル版）長東日誌—その後』と題して李哲さんから報告がありました。



主催者あいさつ・金元重さん（2024.11.24）

目次

- 「同友会だより」巻頭辞（李哲）……………1
- “11・24市民の集い”講演報告（康宗憲）…2
- 国家拷問被害者支援行事報告（柳英数）…5
- 在日韓国政治犯の再審裁判での展開……………11
- 陳斗鉉さん再審判決公判報告（石坂浩一）12
- 【報道資料】故・崔昌一氏再審無罪確定……………14
- 【報道資料】「拷問捜査官に求賞金」……………15
- 【報道資料】「韓国良心囚・金良珍氏再審無罪」…18

韓国の有名な大型書店に『長東日誌』が平積みされていたことの喜びや、出版以降、様々なところから講演依頼があり、月に1～2回のペースで韓国を訪れるようになったこと。在日韓国人政治犯への評価がかなり変わってきたことなどを、ユーモアを交えながら報告されました。

同じ会場で、第2部の交流会(43名参加)が開催されました。当初の予定より多くの方の参加があり、急ぎょテーブルの数を増やしての開催となりました。

柳英数(ユ ヨンス)さんの司会進行で、韓国良



11・22事件49周年市民の集い(2024.11.24)

心囚同友会と関わりのある方々、韓国政治犯救援関係者がなごやかに懇親を深めました。

講義 講演「変動する国際情勢と朝鮮半島の平和
～ 講演要旨と最近の韓国情勢～」

韓国問題研究所 康宗憲

<講演の要旨>

講演の主題は「変動する国際情勢と朝鮮半島の平和」。項目として△国際情勢の変動と米国の世界戦略、△南北関係の悪化と朝鮮半島の緊張激化、△今後の展望と課題といった順序である。

はじめに、トランプ政権再執権の意味について、一時的現象ではなく、米国内の構造的変化が背景にあり、リーマンショック以降、両極化社会の疎外階層を扇動し、トランプが掲げる自国中心主義を選択させて、両院での完勝となった。世界的にも国際秩序の大転換期となり、自国中心主義、排外主義的な動きの連鎖状況がみられる。

■ 国際情勢の変動と米国の世界戦略

まず、冷戦後に米国が主導した一極支配体制が崩壊しつつあり、中国・ロシア・インドなどが中心のBRICSや、グローバル・サウスの台頭で、国際秩序は多極化(無極化)の時代を迎えている。各地での戦争と紛争は、こうした旧秩序の限界を露呈したものだ。ロシア・ウクライナ戦争は、米国が長期にわたって画策してきたNATOの東方拡大戦略(究極目標はロシアの弱体化と解体)が挫折したこと。そしてガザの紛争は、米国の中東戦略(イスラエルと中東諸国の修交によるハマスの孤立とガザの完全支配)が破綻していることの反映だろう。

米国の世界戦略と東アジアでは、米日韓の首脳会談を重ねて軍事同盟化を強化しながら、アジアの軍

事同盟とNATOを連結させ、インド太平洋と大西洋を連携する巨大軍事網の形成を進めている。そして、韓国に司令部があり日本に7か所の後方基地がある国連軍の再活性化を企図している。しかしこの“国連軍”は、国連ではなく、米政府の任務を遂行する米合同参謀本部の指揮下にある。2023年9月に米政府は「在韓と在日の米軍を統合指揮する極東軍司令部の創設」を提案、2024年4月には米日の軍指揮体系を統合、7月に米日韓安保枠組み(安保協力の制度化)を公表している。



康宗憲さん

■ 南北関係の悪化と朝鮮半島の緊張激化

次に、2018年の南北首脳合意が履行されなかったのは、米政府の露骨な干渉があったからだ。南北が自主的に平和体制を構築することに、米国は同意しない。民主党・共和党いずれの政権も朝鮮戦争の終結を望まず、朝鮮半島における軍事緊張の存続を国益と見なすだろう。それ故に、民主政権にとどまらず、米国の干渉に立ち向かう自主政権の樹立が統一運動の課題となる。

2019年2月ハノイの決裂後、朝鮮は30年にわたる「非核化」対「朝米修交」の交渉方式を断念し、生存戦略を転換していく。安保=核・ミサイルの高度化、経済=自力更生、外交=中露関係強化(グローバル・サウスへの接近)へ。2024年6月の朝露の包括的戦略パートナーシップ条約は、朝鮮にとって米日韓軍事攻勢への均衡戦略(軍事同盟)といえる。

対北敵視政策が根幹の尹錫悦政権が登場し、南北関係は最悪の状況になった。核兵器を基盤とする米

日韓の軍事同盟化が一挙に推進され、新冷戦の構図（「米日韓」対「中露朝」）が鮮明になりつつある。朝鮮の指導部が南北関係の断絶を宣言したのは、尹政権の露骨な同盟従属と敵対政策に起因する。

朝鮮は統一を放棄したのか？ 2023年12月の党中央委全体会議、2024年1月の最高人民会議のメッセージによると、現状を「敵対的（交戦中）な二国家関係の固着」と規定し、米国に屈従して政権崩壊と吸収統一に邁進する政権は、保守・民主を問わず統一戦線の対象ではないとしている。反米自主勢力とは民族大同団結の原則を堅持するとの暗示だろう。

■ 今後の展望と課題

しかし、再執権するトランプ政権はウクライナ戦争の早期停戦が実現すれば、朝鮮との対話・交渉に前向きなコメントを重ねている。楽観はできないが、米朝関係に何らかの変化が生じる可能性を否定できない。

また、尹政権の無能と失政により、早期退陣を求める声が日増しに高まっている（本講演は11月24日に実施）。検察独裁と公安統治を糾弾する市民のデモは、まだ朴槿恵政権を退陣させた当時の規模ではないが、今後もさらに拡大していくだろう。

米朝首脳会談開催の可能性については、朝鮮の核保有現状を容認し、「核・ミサイル開発の中断」と「経済制裁の緩和、関係改善」等の交渉になるのではないか。交戦中の敵対関係を解消する唯一の道は、戦争の終結である。朝鮮戦争の終戦、停戦協定の平和協定への転換こそが朝鮮半島の平和と統一への前提であり、必要条件（民主政権）と充分条件（自主政権）の達成によりその道が開かれるだろう。

■ おわりに：

韓国社会の変革運動と在日韓国人政治犯

講演の結語として、済州4・3抗争、曹奉岩・進歩党、統一革命党、人民革命党、民青学連、11.22、南朝鮮民族解放戦線、光州5・18民衆抗争…と脈絡と続く韓国現代史は、反独裁民主化、民族解放と自主的平和統一をめざした民衆闘争の歴史であること。そして、在日韓国人政治犯は、分断から統一へ向かう民族史の偉大な潮流の一部であることを確認したい。

<最近の韓国情勢>

昨年（2024年）12月3日、尹大統領は非常戒厳令を宣布し、国会の解散とすべての政治活動禁止を骨子とする布告令を発表した。△不正選挙で野党が



講演に立つ康宗憲さん（2024.11.24）

多数を占めた国会は解散すべき、△北に従属する反国家勢力が韓国社会に蔓延している等の名分だが、「北の脅威から南の自由民主主義体制を擁護する救国の決断」という、分断体制を悪用した極右反共勢力の常套セリフを、尹錫悦も深夜の記者会見で披露した。

しかし、かつての軍事独裁政権期と違い、韓国市民は誰が民主主義を擁護する真の主人なのかを献身的な行動で実証した。多数の市民が国会議事堂に結集して戒厳軍を阻止し、国会は非常戒厳令の解除決議を採択した。尹錫悦の親衛クーデタは未遂に終わったが、その余波はまだ続いている。12月14日に国会で弾劾訴追案が可決され、尹大統領は職務停止となり、憲法裁判所で審議を受けている。また、1月19日には内乱容疑の主犯として拘束起訴され、これから刑事裁判の被告として法廷に立つだろう。

今回の“クーデタ未遂”は、多くの教訓を与えるものだ。審判を受ける尹錫悦は、自らの正当性を強調し、捜査や取り調べを拒否している。彼に同調する官僚たちは、政権の中枢部に居座り、断罪の進行を妨害している。そして、市中では弾劾に反対する極右勢力の集会が盛況だ。尹錫悦なき尹政権のもとで、内乱は今も進行中なのだ。拘束令状を発布した裁判所を攻撃する極右テロの様子は、内戦状態をも彷彿とさせる。

朴槿恵政権を弾劾し退陣させた市民が痛感したのは、単に大統領や政権を交代させただけでは、決して世の中が良くなるという事実だった。積年の弊害を清算する社会変革を伴わない限り、破綻した民生を改善し極端な格差社会を是正する道は開かれない。厳寒の中で継続される市民集会で、多様な階層から根本的な社会変革の要求が出ている現実を注視したい。

今後の行方を左右するボールは今、どこにあるのだろう。憲法裁判所なのか、国会なのか…。否、そこにはないだろう。ボールは依然として、連帯した市民の力が結集する広場と街頭にある。

（2025年2月1日、康宗憲）

《 2024・5・28 at セムト 》

韓国「国家暴力受難生存者の会」訪日団を迎えて記念行事 ～日本での韓国政治犯救援運動への「感謝の盾」を授与～

2024年「国連国家拷問被害者支援の日」の記念行事として、韓国「国家暴力受難生存者の会」の10名と随員6名の訪日交流団が、5月28日にセムト（大阪）に来訪され、在日韓国良心囚同友会と日本での救援運動支援者との交流レセプションが開催されました。

冒頭に「国家暴力受難生存者の会」が作成した動画が披露された後、「国家暴力受難生存者の会」全員と、随員からのスピーチを受けて、それぞれの在日韓国人良心囚からの返礼の言葉が続き、最後に日本での長年の韓国政治犯救援運動への感謝の意を込めた「感謝の盾」が贈呈されました。

この日に、韓国「国家暴力受難生存者の会」訪日団から提出された冊子（レポート）の要約を報告することによって、この日の訪日交流団との貴重な交流と課題の共有の一つの成果物として記すことにします。

📖 「2024 UN 国際拷問被害者支援の日 『記念行事（資料集）』抜粋」（翻訳：柳英数）



韓国訪日団記念行事（2024.5.28）

I．国際拷問被害者支援の日

6月26日は、国際連合（UN）が定めた“国際拷問被害者支援の日”です。同時に、拷問被害者治癒のための金槿泰記念治癒センター‘息’を設立した日でもあります。

1984年12月10日、国際連合は拷問防止協約を採択しましたが、その協約が公式に発効された日は1987年6月26日でした。

国際連合は、それから後、約10余年が過ぎた1998年6月26日を拷問被害者支援の日と宣布し、初めての国際行事を始めました。拷問被害者支援の日を毎年記念行事とした決定は世界的に有名な‘拷問被害者のための国際復活協議会（IRCT）’の本拠

地であるデンマークの提案により UN 総会で実現しました。

“今日この日は、想像すらできないことに耐え抜いた彼らに敬意を表する日です。これらのことは、口にはできないことに対峙し、世界が声を上げる機会です。全世界の数多くの拷問被害者と生存者を記憶し支援する日を指定することにした、その日が余りにも遅すぎた。”

（コピ アナン UN 前事務総長、1998年）

その日から、全世界の数10国の約150団体が毎年、行事やキャンペーンを通じ記念しています。金槿泰記念治癒センター‘息’はIRCTの会員団体に加入し、毎年この日を記念すると同時に、今なお拷問により被害を受けている被害者を記憶しています。拷問などの国家暴力被害者とその家族の犠牲を記憶し治癒する、このことは、どのような国家暴力出現も、二度と許さないということです。

II．はじめに

拷問被害者の生の穏やかな回復のために

咸世雄（社団法人 人権医学研究所 理事長）

《目次》

- I．国際拷問被害者支援の日
 - II．はじめに（咸世雄 理事長）
 - III．主催・主幹 団体紹介：
人権医学研究所、金槿泰記念治癒センター‘息’
在日韓国人良心囚同友会
国家暴力生存者会
 - IV．拷問被害者支援の日 感謝盾 授与者紹介
1. 在日韓国人政治犯を救援した日本の市民
2. 金ドンヨン 京畿道知事
 - V．在日同胞間諜ねつ造事件の真実究明過程と
その後の課題（林チェド）
- 付録：主要人権侵害事件 再審無罪判決 名簿
(2005年～2022年)

毎年6月26日はUNが定めた“拷問被害者支援の日”として、この地の数多くの拷問被害者を記憶し、彼らの犠牲に尊敬を表す日です。これは彼らの犠牲を糧にし、この地の民主主義と人権が育ったからです。

拷問は国民を対象に加えられた国家暴力であり犯罪です。拷問被害者の生の穏やかな回復のために、国家がその責任をすべて果たさねばならない理由がここにあります。特に今日、我が国家が不幸な過去の歴史から拷問後遺症で苦痛を受けてきた被害者とその家族のために何をしてきたかを問わざるを得ません。

いまこれからは、独裁と韓半島の分断状況から生まれる拷問というような苛酷な国家暴力が二度と生じない安全な人権、平和国家を造らねばならない時です。このために第一歩として拷問被害者の生の穏やかな回復のために、その責任を果たさねばなりません。

まず、国家は拷問被害者の犠牲と苦痛に対して謝罪し、彼らの民主主義と人権のために貫いた抵抗と犠牲に尊敬を表すべきです。まだ表面化していない拷問被害者を積極的に探し、彼らの苦しみを解く必要があります。そして、この事実を歴史に記録して伝え、二度とこの地に拷問のような国家暴力が発生しないように、後世が記憶できるようにする必要があります。

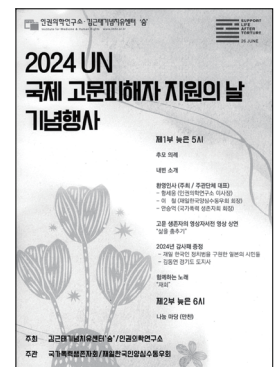
二つ目に、国家は拷問被害者の治癒とその生の穏

やかな回復のために継続して努力しなければなりません。国民を保護すべき国家が犯した拷問と暴力により生じた痛みを、国家が責任を取ることは当然です。そして、国家が拷問被害者の生の穏やかな回復のために継続した努力をすることが国家の信頼回復のための最善の選択です。これに加え国会は拷問被害者を支援する法律の制定を、これ以上引き伸ばすことは許されません。

最後に、国家は拷問加害者に対する責任を明確にしなければなりません。国家権力を不当に乱用した加害者に対し調査し、相応の責任を取らす必要があります。何よりも緊急なことは拷問加害者の勲章褒章を剥奪し、拷問加害等国家暴力に対する公訴時効を無くさなければなりません。これが即ち正義を実現し、二度と拷問のような人権侵害が再発しないようにする最も確実な道です。

長い間、苦痛を強いられてきた拷問被害者とその家族を記憶し、その治癒のために支援することは、この地に再び国家暴力が起こらないようにする重要な人権活動です。

今日、共感と慰労、そして連帯と希望を分かち合う、この場を共にしていただいたことに感謝いたします。皆様の健康と平和を祈ります。(2024年5月28日)



■ 国家暴力受難生存者の会の方々 (10名)

1. 【会長】安スンオクさん (1935年生まれ) : 1981年越北者家族事件 (安東スパイ事件、安企部)、8年収監、1989年仮釈放。再審無罪。
2. 【副会長】金長浩さん (1941年生まれ) : 1982年在日ねつ造スパイ事件 (安企部)、16年収監 1998年仮釈放。再審無罪。
3. 金順子さん (1945年生まれ) : 1979年サムチョクスパイ事件、5年収監。84年満期出所。再審無罪。
4. 張義均さん (1950年生まれ) : 1987年日本関連スパイねつ造事件。8年刑で1995年に満期出所。再審無罪。(夫人の尹恵京さんが代理参加)
5. 朴順愛さん (1956年生まれ) : 1983年、労働争議調整法違反 (元豊毛紡) で投獄。懲役1年刑で収監。
6. 崔ヤンジュンさん (1940年生まれ) : 1982年、日本関連スパイねつ造事件。15年刑で8年6ヵ月収監。1991年仮釈放。再審無罪。
7. 金ヤンギさん (1950年生まれ) : 1986年日本関連スパイねつ造事件。7年刑で5年収監。1991年仮釈放。再審無罪。
8. 李大植さん (1938年生まれ) : 1972年統一革命党再建事件 (内務部治安局)。無期懲役で21年間服役、再審無罪。
9. 陳炯大さん (1957年生まれ) : 1979年サムチョクスパイ事件。10年刑で89年満期出所。再審無罪。
10. 柳ドンウさん (1949年生まれ) : 1981年学林事件。全民労連活動家。治安本部で拷問、再審無罪。

■ 随員メンバー (6名)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 人権医学研究所・理事長：咸世雄神父 | 2. 人権医学研究所・所長：李ファヨンさん |
| 3. 人権医学研究所・事務局：金ミンジュさん | 4. 李錫兌弁護士 |
| 5. 李玉分さん (陳炯大さん夫人) | 6. カメラマン |

V. 在日同胞間諜ねつ造事件の真実究明過程と

その後の課題

林チェド（人権医学研究所 前事務局長）

1. はじめに

わが国の「憲法」第98条は、「敵国のために間諜したり敵国の間諜を幫助した者は死刑、無期または7年以上の懲役に処する」と記述しているが、厳密に間諜とは何を意味するかは明確ではない。

関連してヘイグ平和会議〈六全法規〉第29条は、「交戦者の作戦地帯内において相手方交戦地に通報する意思を持って隠密に、または虚意の口実の下に行動し、情報を収集しようとする者でなければ間諜として認められない」と規定している。

また〈米国軍法〉第82条に依れば、間諜というのは「相手方交戦者に通報する意思で穏やかに、または虚実の下で行動し軍事情報を収集したか、または収集しようとした者」と規定している。

これに依拠してみれば通常、間諜^{きげい}というのは敵国に報告するために隠密にまたは偽計で我軍の軍事上の機密に属する事項、図書、物件を探知収集することを意味すると言える。

ところでこの概念には幾つか混乱する点がある。一つ目は、交戦中の正規軍ではなく戦争が終わった後に、休戦または平常時での民間人の政治行為を間諜とみることができるのか。二つ目は、間諜行為の対象である「我軍の機密」を軍事機密に限定できるのかの問題だ。ここでこれを学術的に厳密に究明することは難しいが、この二つの問題が間諜の範囲を非常に恣意的に拡大規定することができるという違憲性は指摘できる。

実際に戦争が終わった後でも敵対と緊張が維持されている状況で、密封されたままの間諜は存在するだろう。しかし正規軍が相手方の機密を探知するのではなく、民間人が「統一運動」のような政治行為のために自発的に越境する場合を間諜と規定することは難しい側面がある。

このような場合、民間人が敵国に報告するなど敵国の下手人という点が明らかなきは間諜だと言え



韓国訪日団記念行事（2024.5.28）

るだろう。また間諜行為の対象を、軍事上の機密だけでなく機密と見ることが難しい社会の一般情報、公知の事実まで含むとすれば間諜を容易にねつ造する条件になり得る。

実際、ねつ造間諜事例からも「京釜高速道路が4車線だ」「田舎では水洗トイレをめったに見ない」といったような内容をすべて「機密」探知行為として処罰することができるため、情報捜査機関で間諜として一度烙印を押しさえすれば、あとは間諜罪を構成することは何ら難しいことではない。

南北に分断された韓半島は、尖鋭的な対立状態が続いている。1953年7月27日に採決された停戦協定は一時的な休戦を意味するにすぎない。休戦は戦争状況を一時中止させた、だから正常な外交が可能かといえば、そうではなかった。戦争と外交の間の空白を埋めるのは間諜であった。

過去70年間、南と北は相手の体制を崩壊させるために数多くの間諜を送った。休戦状態でも敵対国の間で相手側に対する情探活動は特段新しい事実ではない。また自国民の生命や体制の安全のために、敵対国の情探活動を摘発し間諜を探し出すことは正当な活動だといえる。

しかし、我々には国家安保という名の下で間諜をねつ造した歴史がある。分断を口実に独裁政権を維持し、「国家安保」という美名のもとで政治的反対勢力を弾圧するために、罪もない市民を間諜に仕立てあげ、肉体的、社会的生命を奪うという信じがたい犯罪を国家が犯したのである。

2000年代以降に、分断体制下で起こった関係事件の闇と、その傷痕が明るみになった。言論報道を通じて数十年前に起こった間諜事件に対して法院が無罪判決を下し、国家の賠償責任を宣告した事実が広く知らされた。

2005年頃、大法院は司法部の過去史を整理する中で検討した1972～1987年の間、時局・公安事件判決の中で、不法拘禁と拷問などの再審事由があると把握した事件が、224件に上る。これは同じ時期に発生したすべての間諜事件の20%を超える比率だ。

全体事件の20%が再度判決をしなければならぬぐらいの誤審があったというのは、重大な問題である。一般刑事事件ではない間諜事件で書類上の検討だけで20%以上の再審事由が在ったとすれば、実際に厳格な再調査をしたとしても、果たしてその結果がどうなのか予想することも難しい。

すでに事件のねつ造可能性20%だけでも、国家公権力の道徳性は地に墮ちたと言える。ねつ造間諜が頻発した時期は、最も反共に徹底した極右保守政

権が執権した時期と一致する。過去、極右反共独裁政権が間諜事件を悪用し、国家安保ではなく政権安保を図ったという事実は、彼らこそ国家安保を危機にさらし破壊した犯罪集団だったということを反証している。

交戦当事者国の間で間諜を送ることは、世界の各国であったことだ。我が国のような小さな国で、それも155マイルにもわたる休戦線を挟んで交戦当事者国が70年以上直接にらみ合っている状況であれば、双方の間の間諜行為はむしろ避けられないかもしれない。

しかし、どのような名分をもってしても、間諜をねつ造することは正当化できない。それは、そのことだけで国家暴力であり、国家犯罪である。これは国家安保の根幹を揺るがすことであり、公権力に対する信頼を毀損することであり、公共の予算と捜査力を浪費することであり、ねつ造被害者の人権を回復することができないほどの侵害をしたということだ。

本文は分断体制下で発生した在日同胞間諜ねつ造事件の背景、間諜ねつ造の構造、被害者の証言を整理し、真実究明と再審無罪闘争の意味と、残された課題を考えてみようと思う。また、これを通じて歴史正義と韓日市民社会の新しい時代的課題を確認しようと思う。また、そのために真実和解委員会の事件調査報告書、被害者たちの証言、その他関連文献資料を参考にした。

2. 在日同胞 間諜ねつ造事件の背景

国家情報院 過去事件真実究明を通じた発展委員会（国情院真実委）の資料によると韓国戦争以後1996年まで韓国で検挙または射殺、自首した間諜の数は4,495名だ。年代別発生件数を見ると下記表のとおり。

上の表によると、韓国戦争時期とその直後に最も多くの間諜が発生し、1960年代まで最も多くの間諜が検挙されたことが分かる。また1970年代から検挙間諜数が急減し、1990年代まで減少傾向が継続している。

1970年代以降、間諜発生が減じた理由は1970

<表1. 検挙類型別 間諜人員推移>

時期	検挙	射殺	自首	計
1951～1959	1,494	62	118	1,674
1960～1969	825	762	99	1,686
1970～1979	448	208	25	681
1980～1989	238	77	25	340
1990～1996	70	29	15	114
総計	3,075	1,138	282	4,495

年に開催された朝鮮労働党第5次党大会で南朝鮮革命は“南朝鮮人民自身が主体となり遂行すべき”という方針が採択されたためと知られている。

北韓が対南工作方針を変更した直接的な理由は、1968年1.21青瓦台武装共匪襲撃事件、ウルチンサムチョク地区武装共匪浸透事件、統一革命党事件のように、北が直接、武装間諜を南派したり、北と繋がった地下党構築の試図がすべて失敗に終わったことが、その要因だと思われる。

実際に1950年代から1960年代までは南派間諜の1/3は南派されて僅か4日以内で検挙されている。一方、検挙間諜の浸透類型でも、北から直接派遣された‘直派間諜’の数が1970年代以降に急減したことが分かる。

直派類型以外でも拉北漁夫、在南間諜の数も同じ推移である。ところが特異な点として、唯一日本を迂回し浸透した間諜の数が正反対に1970年代以降に大きく増加していることだ。

当時、対共捜査当局も北韓の対南戦術が1.21青瓦台襲撃事件以降、直接浸透から海外、特に日本を通じた迂回浸透戦術に転換したと認識していた。

だとすれば1970年代以後、日本関連間諜事件が頻発した理由は何か。まず、地理的に日本は南北韓と隣接しており、当時、南も北も日本との交流が活発だった点を挙げるができる。

当時、日本は韓国より発展し豊かな国であった。1970年代と1980年代は、韓日間経済的文化的格差も大きかった。当時、韓国では日本に居住する親戚から経済的援助を受けるために合法的に、あるいは密航で日本を往来してもいたし、在日同胞も韓国に故郷訪問、技術研修、投資などの目的で訪問する場面が多かった。

日本訪問間諜事件の被害者の場合、ビジネスや勤労などの経済的理由で一時的に日本を訪問した場合が大部分だ。また日本にいる親戚から手紙や人的消息を受けたり、日本を訪問して帰った親戚、知人と接触することで

<表2. 検挙 間諜の 類型別 推移>

時期	直派	日本迂回	第3国迂回	拉北漁夫	強制送還	在南	其他	計
1951～1959	1,522	8	0	2	0	142	0	1,674
1960～1969	1,280	82	30	39	0	253	2	1,686
1970～1979	287	183	13	37	5	156	0	681
1980～1989	95	138	23	19	0	65	0	340
1990～1996	32	19	19	0	0	6	38	114
総計	3,216	430	85	97	5	622	40	4,495

捜査機関の捜査対象になった場合もあった。

また当時、日本は共産党、社会党、朝鮮総連の活動が合法的に行われていた。日本では、在日本朝鮮人総联合会（朝鮮総連）と在日本大韓国民団（韓国民団）が、それぞれ南と北の体制を代理して互いに競争し合っていたが、1970年代まで朝鮮総連の規模と活動が民団を圧倒していた。

国内人が日本を訪問して会った人が朝鮮総連関係者であったり、母国訪問した朝鮮総連系の在日同胞の国内親戚であったり、直接接触していなくても朝鮮総連系人士が親戚か知人であった場合‘迂回浸透’した間諜あるいはその包摂対象者として見なされ易い‘社会脆弱層’の人間として分類され、情報機関の要視察対象であった。

二つ目に、在日同胞間諜ねつ造被害者たちは、大部分、韓国社会で人的物的基盤が弱い社会的弱者たちであった。彼らは事件のねつ造過程で自身を守る能力が明らかに乏しい状態に置かれていた。

1960～80年代代表的な間諜ねつ造事件被害者である拉北（北に拉致）帰還漁民たちの場合、島嶼地域で孤立した生活を送り、社会的事情に疎く学力も低い方であった。在日親族訪問関連者たちの場合も、国内に居住しながら困難な経済生活を打開するために日本を往来した例が多い。

拉北漁民や日本関連間諜ねつ造事件被害者たちは、捜査機関の立場から強圧捜査を通じて事件をねつ造しても、特に抵抗や社会的反響を心配しなくても済む有利な点があった。

参考に1970年代と1980年代の在日同胞関連間諜事件の違いも、これと関連がある。1971年の事件の場合、その代表的事件である徐勝、徐俊植、1975年李哲、康宗憲（11.22事件）については、ねつ造された疑惑や、救援活動が活発に起こり、日本の報道機関に大きく取り上げられた。

日本の議会では抗議と救命書簡を送るなど、韓日間の外交問題にまで発展した。1980年代に入り、ねつ造間諜被害者は母国留学生以外にも経済的目的で日本を訪問して、帰った国内の一般人たちが大きく増えた。韓国政府捜査機関の立場としては、経済的目的で日本を訪問した国内民間人の方が、‘問題を起こす’素地が無く、成果を‘挙揚’できる対象者たちだと判断したのであった。

一般的に見れば、日本で相対的に自由な生活をしてきた在日同胞母国留学生の場合、在日同胞2,3世たちで国内事情について無知であったり、言葉の疎通の限界などで、自身を防御する能力が非常に不足であらざるを得なかった。



韓国訪日団から「感謝の盾」が（2024.5.28）

また日本を訪問した国内被害者の場合、日本社会の在日同胞社会の特性を良く知らないまま日本を訪問し、自由に朝鮮総連系の親戚など、在日同胞と会う例が多かった。事情も良く分からない日本の地で微々たる経済的助けを受けたり、会話の中で韓国の政治状況を批難したり、例え朝鮮総連系同胞でなくても南北間の体制を親戚、同僚たちと会って話したり聞いたりする行為は、すべて潜入・脱出、金品授受、指令授受、機密探知などの間諜行為として、容易に誤導されうる。

在日同胞間諜ねつ造事件は、“父母兄弟と会い話を交わすことが和合・通信罪、儀礼的に受け渡した旅費が金品授受罪、たまたま対話した内容や伝えた新聞、雑誌などが間諜活動”だとして、恐ろしいことになる。

真実和解委員会に真実究明申請した当時の母国留学生は共通して‘日本で民族差別を拒否し、祖国について学ぶために帰国したにも拘らず、韓国政府は日本であった日常の社会関係と国内生活の中で些細な政治的発言や意見表示を問題にし、間諜嫌疑をかけて不法拘禁と拷問、苛酷行為で間諜行為を組織した’という申請趣旨を明らかにした。

真実和解委員会の調査結果もまた、これと違いはない。検挙された在日同胞母国留学生たちの場合、例外なく朝鮮総連ではない韓国民団所属の韓国国籍を持つ在日同胞2,3世たちであり、韓国の国家保安法や社会秩序に疎く、日本の自由な思想理念的環境に慣れており、朝鮮総連系同胞たちと日常的に接しながら職場、親戚、先輩後輩の関係を築いていた。

また一方では、在日同胞に対する民族差別により生まれる強い民族主義的な感情、韓国の軍事独裁政権に反対し、民主化と統一を願い、志向する思いを持っていた。

三つ目に、真実和解委員会などで真実究明した事件では、事実上、被害者たちの陳述が唯一の証拠である場合が多かった。間諜犯罪行為を立証する目的の証拠が発見できないまま、捜査機関で拷問、脅迫で得た自白陳述は検察調査過程まで続き、法廷でそのまま証拠として引用された。いわゆる公益代表者で

ある検察、人権の最後の砦である法院は、このように過去、拷問捜査と間諜ねつ造の責任から逃れることはできない。

我々は当時、間諜事件で保安司、安企部（情報部）など対共捜査機関の影響力が、検察はもちろん法院の判決にまで影響を与えていたことを忘れてはならない。捜査機関はもちろん、拷問の事実を訴える被害者たちの法廷証言の前で、無慈悲にも背を背ける司法当局に加害責任を問うことは当然のことだ。在日同胞間諜ねつ造事件の背景には、独裁政権に奉仕した検察、司法部の暗い過去史を抜き去ることはできない。

四つ目に、間諜事件が発生する頻度や当局から発表される施政声明は、軍事政権が政治的に危機に直面するたびに集中した。特に1975年発生した在日同胞留学生間諜事件の場合、維新体制に抵抗する学生運動が拡散し、国際社会で韓国が外交的に孤立するなどの情勢を無視できない時に発生した。

実際に1975年11月22日‘1次母国留学生間諜団事件’捜査発表当時、中央情報院対共捜査局長・キムギジョン金淇春は“最近この数年間、大学街で起こったデモが北傀間諜の背後操作によるものと証明できた事例”だと言及し、国内民主化運動→間諜の背後操縦→北韓の赤化工作→極右反共独裁政権の正統性を強弁した。

これは1980年代初中盤（特に83年～85年）、学生運動など反独裁民主化運動が拡散し、全斗煥政権が国内外で政治的正当性の危機に直面した状況でも反復された。結局、正当性のない独裁政権が自身の権力を維持温存するために、在日同胞など社会的弱者を対象に間諜事件をねつ造し、国民を欺こうとした。

当時、間諜事件の発表は、新聞一面に被疑者写真、組織図と共に大きく報道されることが一般的であったし、放送する場合は捜査発表日時に合わせ夜9時ニュース直後‘報道特集’を通じて一方的な捜査当局の発表内容を、そのまま繰り返し再現することで当局の発表が事実かのように強調した。

被害者たちは法廷で有罪、無罪が判決される前にも拘わらず、すでに‘間諜’という社会的烙印が押されたことになり、家族、親戚たちもまた‘間諜の家族’という烙印と社会的孤立、経済的没落から逃れられなかった。

MBC TVが1984年10月13日21:20～21:50に放送した特集放送“指令80”では、在日同胞母国留学生間諜尹〇〇、趙〇〇、許〇〇がインタビューした内容が出てくるが、許〇〇はインタビューで被疑事実をすべて認め、反省する内容の陳述をした。



韓国訪日団記念行事（2024.5.28）

このプログラム作成に関わった当時MBC記者・金〇〇は、真実和解委員会の調査で“撮影期間の間ずっと保安司職員が案内し、インタビューする時も保安司職員が監視していたと思う。インタビュー対象者たちが緊張し、自由ではない雰囲気だった”という証言もした。

5. あとがき

最近の尹錫悦政権の登場以降、韓日関係は米国中心の新冷戦世界秩序の一枢軸としての存在を固めるとともに、一方的で盲目的な‘関係正常化’に突っ走っている。この過程で軍隊慰安婦、強制徴用被害者たちの基本権を無視するなどの清算すべき韓日過去史が埋もれている。前述でも見たように、在日同胞間諜ねつ造事件は韓日関係歴史と在日同胞人権に関し、韓国と日本両国市民社会の認識を再考するうえで大きな助けになる。

在日同胞民衆たちの険しい歴史は、在日同胞間諜ねつ造事件の背景であり、在日同胞の祖国愛はむしろ間諜罪の口実になった。日本での救援運動は、1970、80年代の韓日両国良心的市民社会が初めて出会う機会にもなった。

在日同胞間諜ねつ造事件の再審と歴史的無罪判決は、過去史の終結ではなく韓日関係の新しい端緒となり得る。敵対的依存関係といえる韓日既得権勢力の政治を超えて、健全な歴史意識をもった両国の市民社会が真実と良心の基盤の上で相互交流、協力する関係を作っていくことができる。

在日同胞間諜ねつ造事件の真相と真実は、まだ完全に明らかにはなっていない。今ようやく一部被害者の一部真実が明らかになったに過ぎない。依然として在日同胞間諜ねつ造事件の多数の被害者たちは発見されておらず、今までのような個別再審を超えて特別法による真実究明と国家謝罪、一括再審と無罪宣告、記念事業と市民教育など多くの課題が残されている。短期的にも、また長期的にも、在日同胞の歴史と人権に関する関心と活動が切実である。

（抜粋翻訳：了）

在日韓国人政治犯の再審裁判での展開

— 「真実・和解のための過去事整理委員会」への取組み (2025.2 現在) —

● 第2期 真実和解委員会 (2018年12月～)

- ・2021年8月30日：在日韓国良心囚同友会・韓国人権医学研究所
真実和解委員会に在日韓国人良心囚38名の名簿を示し真相究明の申請書を提出。
- ・2022年：在日韓国良心囚同友会 (李哲、李東石、李宗樹)：
真実和解委員会に在日韓国人良心囚31名の名簿を示し再審裁判の開始要望書を提出。
- ・2023年8月：真実和解委員会が8名の調査開始決定を通知。
 - ・朴先正 (パクソンジョン) (3・6年、76年釈放、東北大、ソウル大助教授、現在カナダ在住)
 - ・姜鎬振 (カンホジン) (2年刑、雑誌記者)
 - ・梁南国 (ヤンナング) (10年刑、府立高専中退、ソウル大)
 - ・李秀熙 (イスヒ) (7年刑、11・22事件、語学堂、名古屋)
 - ・孫貞子 (ソンジョンジャ) (3年執行猶予3年、漢陽大、柳成三共犯)
 - ・呂錫朝 (ヨソクチョ) (15年刑、88仮、92死亡)
 - ・高賛昊 (コチャンホ) (15年刑、90仮)
 - ・崔昌一 (チェチャンイル) (15年刑、79年仮釈放、大阪、広島大、ソウル大講師)
- ・2023年9月19日：真実和解委員会・調査官3名が調査のために来日
- ・2023年11月17日：真実和解委員会が13名の調査開始決定を通知
 - ・林清造 (イムチョンジョ) (無期) 79仮釈放／長野県、望郷アジア大、延世大
 - ・韓三次 (ハンサンチャ) (無期) 76釈放／東京都、会社経営、日本国籍取得
 - ・河庭大 (ハジョンデ) 横浜市
 - ・金達男 (キムダルナム) (死刑) 77釈放／長野県、民団青年部副部長、77年無期に減刑
 - ・伊藤玄太郎 (イドンヒョン) (無期) 76釈放／東京都、不動産業、日本国籍取得
 - ・金哲顕 (キムチョルヒョン) (死刑) 88仮釈放／尼崎市、同志社大院、韓国韓神大院、77年、81年減刑
 - ・陳利則 (チンイチク) (7年) 84.6仮釈放／徳島県、広島大、在外国民教育院、2005.3死亡
 - ・李承佑 (イスンウ) (15年) 88仮釈放／福井県、東京都居住、法政大、建築士
 - ・鄭仁植 (チョンインシク) (5年) 87仮釈放／大阪市、土建業、民団役員
 - ・李成雨 (イソンウ) (無期) 静岡県、(株) 気象機械支社長
 - ・金吉旭 (キムギルウク) (15年) 90仮釈放／大阪市、洋装店経営
 - ・金秉鍊 (キムビョンニョン) (5年) 88仮釈放／京都市、実業家
 - ・徐順澤 (ソスンテク) (無期) 東京都、会社経営

※ 2023年11月20日：真実和解委員会が18名の調査開始決定を通知

※ 2023年12月13日頃：真実和解委員会：申請人調査のために東京へ。

・2024.5.14 真実和解委員会：崔昌一氏、高チャノ氏、姜鎬振氏、呂錫朝氏。4名の真実究明の決定。

※ 真実和解委員会：2024.6.10～2024.6.16 調査官3名が訪日して調査を実施。

- ・2024.6.10 被害者家族と面談 (東京にて)、
- ・2024.6.11 被害者1名、被害者夫人1名の陳述調書作成 (長野)、
- ・2024.6.12 被害者家族1名、被害者宅1名を訪問、
- ・2024.6.14 被害者1名と面談 (名古屋)、
- ・2024.6.15 被害者1名 (尼崎)、被害者家族宅1名を訪問 (大阪)、
- ・2024.6.16 被害者家族1名を訪問。

・2024.9 真実和解委員会：李秀熙氏、徐ビョンホ氏。2名の真実究明の決定。

■ 在日韓国人良心囚の再審裁判の動き

- 故・金炳柱氏 2021年11月11日 死刑判決 → 無罪確定 !!
- 故・孫裕炯氏 2022年1月27日 死刑判決 → 無罪確定 !!
- 故・趙伸治氏 2022年6月23日 懲役7年 → 無罪確定 !!
- 故・陳斗鉉氏 2024年10月31日 死刑判決 → 無罪判決 !! (検察上告・大法院へ)
- 故・崔昌一氏 2024年11月14日 懲役15年 → 無罪確定 !!



2024.5.23 故・崔昌一氏
「再審無罪判決」



2024.10.31 故・陳斗鉉氏
「再審無罪判決」

チン ドゥヒョン

陳斗鉉さん再審裁判 判決公判報告

元 陳斗鉉さんを救う会 石坂浩一 (2025年2月13日)

1974年11月5日に韓国の国軍保安司令部が発表したスパイ団事件で「北朝鮮のスパイ」にでっち上げられた在日韓国人政治犯陳斗鉉^{チン・ドゥヒョン}さんは、75年4月1日の第1審判決で死刑判決を下され、9月の第2審でも控訴が棄却され、76年2月10日に死刑判決が確定しました。日本では次男の陳榮浩^{チン・ヨンホ}さんが在学していた高校をはじめ関係者による救援運動が行なわれ、東京弁護士会も調査報告書を出して、陳さんの容疑に大きな疑問があることを提起しました。

1980年の新軍部によるクーデターなど、厳しい状況乗り越え、1982年に陳さんは無期懲役に減刑され、ついに1990年に釈放を勝ち取りました。日本にいる家族の元に戻った後、陳さんは在日大韓国民団東京本部の職に復帰して、2014年に亡くなりました。陳さんとその家族は、当初は再審請求をする考えはなかったのですが、韓国に居住しこの事件に関連して苦勞された方々の一助になればということで、その後、再審を請求することに踏み切りました。ところが、コロナ禍の状況で裁判は遅延し、結局事件からちょうど50年目にして再審の判決が下されることになったのです。

2024年10月31日(木曜日)10時からソウル高等法院で開かれた判決公判にはかなりの数のメディアが集まり、家族や関係者が到着した際には傍聴席はすでにほとんどが埋まっていました。夫人の朴三順^{パク・サムスン}さんと私たち元救援会メンバー、パク・ソクチュさんの息子のパク・チョンミンさん、チェ・ジョンギョ^{テ・ユンギョ}弁護士とともに10時ちょっと前に法廷に入りました。

ナム・ソンミン裁判長は判決理由から述べはじめ、まず、この事件が15名に及ぶ被告に対する起訴内容の膨大な資料を確認するだけで、相当の時間を必要とする事件であったことを確認しました。その上で、この再審では被告 陳斗鉉氏が取り調べの過程だけでなく法廷陳述でも容疑を認めていたことから、その自白と陳述の信ぴょう性が争われたと説明しました。

そして、①国軍保安司令部により不法な取り調べ(軍機関による民間人取り調べ)と苛酷行為(拷問

のこと)が行なわれたことは明らかであり、裁判の際には保安司令部の取調官が出席して圧力をかけ続けていたことも確認された、②そうした理由から再審請求側弁護士が自白・陳述の信ぴょう性に疑問を投じたことに対し、検察側の提出した補充証拠はその疑問に答えるだけの内容がなく、自白・陳述の任意性は認めがたい、③そしてこの事件ですでに再審により無罪が確定しているパク・キレ、イ・ドンヒョン氏の事例にかんがみ、陳斗鉉、パク・ソクチュのふたりに無罪を宣告するというものでした。

そして、言い渡しに続き裁判長は、遺族の辛い歳月に対しその労をねぎらう言葉を付け加えました。

判決は満足のいく内容でした。裁判長は判決を決定するのに当初かなりの逡巡があったように感じられましたが、チェ・ジョンギョ^{テ・ユンギョ}弁護士が3月28日の第5回公判で「この事件の裁判において、他の被告は第2審以降、拷問による自白の強要があったことを主張し、自筆陳述書でもそのような主張を確認している。ところが、陳氏の場合はすべての資料を確認したが、確定後の再審請求に至るまで、一度も自筆の陳述書を書いたことがない。それは任意性のある主張ができない事情があったことを示唆している。また、死刑判決確定後、いったん再審請求が棄却され、1981年に第2次の再審請求理由書を出した時には、担当弁護士の太倫基^{テ・ユンギ}弁護士がその中で『こうした状況でなければ』といった一節を記して、やはり任意性のある主張がしにくい状況を示唆していた」と主張したことが、おそらく裁判長に方針を固めさせたと感じられました。

今回、取材に来てくれたメディアは20社近くあったのではないかと思います。そのうちの10社以上が10時半からの裁判所西館前での簡単な記者会見に来てくれました。チェ・ジョンギョ^{テ・ユンギョ}弁護士は、陳さんの事件ですでに今日までで4名の無罪判決が出ており、その責任を考えると検察は残りの被告たちの遺族を探し、みずから謝罪すべきではないか。すでにこの事件の被告で死刑を執行されたキム・テヨルさん、カン・ウルソンさんは再審請求をしており、キム・テヨルさんについてはすでにソウル高等法院

で再審を開始することについては受け入れられていると説明。メディアの皆さんもこれから再審請求をする遺族らに関心を持ってほしいと訴えました。

朴三順さんは50年もの間、無実を訴えてきたことがようやく報われたが、これ以上ことを長引かせずに終止符を打ってほしいと、検察が上告しないよう訴えました。同席してくださった聖公会大学の韓洪九名誉教授は、朴正熙政権がでっち上げたスパイ事件の犠牲者は多く存在し、政府が過去の過ちを認めて被害者に謝罪すべきだとコメントされました。

朴三順さんはこの日、取材に来たメディアが多かったことに大変驚き、特に女性記者が多くいてセメントの上に座り込みながらパソコンを打って熱心に記録、取材する姿にとっても感動した様子で、あの女性たちを見て韓国の未来は明るいと思ったと語っていました。

また、2023年9月の初回の公判で冒頭陳述書を読み切れなくなった朴三順さんに代わって途中から代読した女性のシム弁護士と再会できたことをとても喜んでいました。再審で勝利したことはもちろんですが、韓国の雰囲気を見て朴三順さんにとっても励ましになったのが印象的でした。

なお、朝日新聞からはソウル支局の太田成美記者が来て取材してくださり、11月1日の朝刊第三社会面に記事が出ました。

韓国で記事が出たのは新聞でハンギョレ、京郷新聞、韓国日報、朝鮮日報、亜州経済、ソウル経済、通信社で聯合ニュース、YEN、放送でKBS、

MBC、SBS（電子版で確認）、インターネット・メディアでニュース、ニューデیلیー、ニュース・ピム、ニュース1、Nニュースが確認できました。聯合ニュースは映像を撮っていき少し出ています。ハンギョレは要点を外さない良い記事でした。革新系の京郷新聞は写真が2枚出ました。亜州経済新聞、朝鮮日報にも記事が出たほか、結構たくさんのインターネット・メディアが来ていて、2023年の初公判の記事にしてくれたニュース・ピムもまた書いてくれました。弁護士さんの事務所で判決公判の広報をしてくださり、また私も昨年書いてくれた記者には取材要請を送っておいだったので、それなりに効果があったと思います。どの記事も50年ぶりに無罪判決を勝ち取ったことを取り上げ、朴三順さんのコメントも取り上げられていました。

付け加えるべきことがあればまたお知らせしますが、とりあえず再審裁判判決報告でした。

これまでの皆さんのご協力に感謝し、今後ともお元気で過ごされるようにお祈りします。ありがとうございました。



2024.10.31 故・陳斗鉉氏再審公判「無罪判決」

《 報道資料 》

《ソウル高裁》在日韓国人政治犯に再審無罪 喜ぶ妻「汚名そそがれた」

朝日新聞 2024年11月1日

軍事政権下の韓国で、北朝鮮のスパイとして死刑判決を受けた在日韓国人の陳斗鉉さん（故人）の裁判をやり直す再審公判で、ソウル高裁は31日、無罪とする判決を言い渡した。1976年の死刑判決の確定から約半世紀。妻は「(裁判所が) いつか汚名をそそいでくれると信じていた」と喜んだ。

陳さんは在日本大韓民国居留民団（当時、現・在日本大韓民国民団）の幹部だった74年、スパイ容疑で韓国陸軍保安司令部に逮捕。減刑を経て、民主化後の90年に釈放されるまでの16年間を政治犯



※ 陳斗鉉さんの再審判決で無罪が言い渡され、喜ぶ支援者ら＝2024年10月31日、ソウルのソウル高裁。太田成美撮影 © 朝日新聞社

として獄中で過ごした。陳さんは生前、冤罪を主張していたが、2014年

に死去。昨年（2024年）、再審が開始された。この日の判決は、違法な取り調べが行われたなどとして「自白には任意性がない」と結論づけた。

東京から駆けつけた妻の朴三順^{パクサムスン}さん（92）は「家族がどんなに苦しんで50年を過ごしたか。商売もろくに出来ず、夜も眠れなかった。これで終止符を

打ってもらいたい」と語った。

一連の事件では、17人が有罪判決を受けた。この日は懲役10年の判決を受け、獄中で死亡した別の韓国人男性にも無罪が言い渡された。

（ソウル＝太田成美）

《 報道資料 》

《韓国》「スパイ」在日男性に無罪／再審で高裁、冤罪50年

共同通信 2024年5月23日

【ソウル共同】韓国のソウル高裁は23日、1973年に韓国軍に連行され「北朝鮮のスパイ」として約6年間拘束、投獄された大阪府出身の在日韓国人、故・崔昌一さんの再審で無罪を言い渡した。約50年ぶりに冤罪が晴れた。高裁は、不法に拘束して得た自供に証拠能力がないと判断した。

2020年に再審請求した娘の崔智子さん（42）＝大阪市＝は判決後、記者団に「母、兄はいまだに韓国が怖くて、今日も（裁判に）来られなかった。父、母、兄の苦しみが癒えるかは分からない」と話した。

崔さんは、東大大学院で地質を研究する修士課程を修了後、1960年代から韓国で勤務。日本にいた北朝鮮工作員に指示されて韓国の炭鉱の情報などを教えたなどとして起訴され、1974年に懲役15年を言い渡された。1979年に仮釈放されて、晩年は神奈川県藤沢市で過ごし、1998年ごろに50代で亡くなった。



※ 再審で無罪が出た故崔昌一さんの娘の崔智子さん＝23日、ソウル高裁前（共同）

韓国政府の人権侵害調査機関によると、令状のない連行で69日間不法拘束、過酷な取り調べを受けた。ソウル高裁の裁判官は判決に当たり「南北分断がもたらす理念対立の中で、誠実な国民が国家暴力の犠牲になった。司法府の一員として深く謝罪する」と述べた。

1970～80年代前後に起きた、在日韓国人の同様の事件で、約40人が再審で無罪になった。

「スパイの濡れ衣」在日韓国人に50年ぶり無罪宣告…娘は父の代わりに涙

韓国中央日報 2024年5月24日

朴正熙政権当時、スパイの濡れ衣を着せられ、獄中生活を強いられた在日韓国人2世に50年ぶりに無罪判決が下された。

23日、法曹界によると、ソウル高裁刑事第13部（白ガンジン部長判事、金ソンヒ部長判事、李インス部長判事）は、国家保安法・反共法違反の疑いで1、2審で有罪を言い渡された故・崔昌一さんに再審で無罪を言い渡した。

裁判所は有罪の根拠となった崔昌一さんの捜査機

関での供述と法廷での供述ともに、「不法拘禁」によるものだったと判断し、証拠として認めなかった。

裁判所は「公訴事実の中で、崔さんが朝鮮の指令を受けるために脱出したという点は証拠が足りない」とし「国家機密の漏洩に対しては、その対象になった情報が国家機密だと認めるには不十分だ」と説明した。

裁判所は「崔さんが国家暴力により犠牲になった事件と評価される」とし、「スパイとして起訴され、

刑が確定する過程で重大な人権侵害があった」と認めた。

同時に「基本権保障の最後の砦になるべき司法府がその任務を疎かにした」として「本来の役割を果たせなかった大韓民国司法府の一員として深い謝罪の言葉を申し上げる」と述べた。同日の判決後、故・崔昌一さんの娘・崔智子さんは記者会見を開き、涙を流した。

在日韓国人2世である崔昌一さんは1973年に韓国に入国し、陸軍保安司令部にスパイとして名指されて連行された。

過酷な行為の末に、崔被告は「朝鮮から指令を受けた」などと供述し、1974年に裁判所は懲役15



※「無罪判決後、涙を流すスパイ濡れ衣」の被害者
(故・崔昌一さんの娘、崔智子さん)

年を言い渡した。光復節特使として釈放されるまで、崔昌一さんは6年間獄中生活を強いられた。1998年、脳腫瘍で死亡した。

崔昌一さんの死亡後、事件を知った崔さんの娘は、2020年に裁判所に再審を請求し、ソウル高裁は昨年再審を決めた。

「北のスパイ」として服役の在日男性50年ぶり無罪判決＝韓国高裁

聯合ニュース 2024年5月23日

裁判所は、有罪の根拠となった崔昌一さんの捜査機関と法廷での供述をいずれも不法拘束によるものと判断し、証拠として認めなかった。

また、公訴事実の中で崔昌一さんが北朝鮮の指令を受けるために韓国入りしたという点について証拠が不足しているとしたほか、国家機密を漏えいした罪についても対象となった情報を国家機密と認めるには足りないと説明した。

裁判官は、崔昌一さんが国家暴力の犠牲になった事件であり、重大な人権侵害があったと認めた上で、「本来の役割を果たせなかった韓国司法府の一員として深く謝罪する」と述べた。

在日韓国人2世の崔昌一さんは1973年に韓国を訪れたが、陸軍保安司令部にスパイの疑いをかけら



※ ソウル高裁が入る合同庁舎 (ソウル高裁提供)
(聯合ニュース)

れて連行され、拷問の末に「北から指令を受けた」などと供述。裁判所は74年に懲役15年を言い渡し、崔さんは特別赦免(恩赦)を受けて釈放されるまで6年間獄中生活を送った。

崔昌一さんの死後に事件を知った遺族が20年に裁判所に再審請求を行い、ソウル高裁は昨年再審を認めた。

《 報道資料 》

拷問捜査官に求償権を請求する

時事IN 2019年7月16日

文在寅大統領は国家首班として、初めて在日韓国人スパイねつ造事件に対し、謝罪した。被害者たちはスパイ事件をねつ造した軍人・公務員に対し、国家が求償権を行使するよう請願した。

(東京：李吟京編集委員)

G20 トップ会議に出席するため、日本の大阪を訪問した文在寅大統領は、6月27日に開かれた在日韓国人との懇談会で、国家首班としては初めて、スパイねつ造事件に対し謝罪した。

文大統領は、「再審で無罪判決が続いており、また民主化功労者として認められてもいるが、深い心の傷を癒し、奪われた時間を取り戻すには、あまりにも足りない。何よりも独裁権力の暴力により深い傷を負った在日同胞スパイねつ造事件の被害者の方々とその家族に、大統領として国家を代表し、心より謝罪と慰労の言葉を述べさせていただく」と話した。

大統領の謝罪を聞いた被害者たちは感慨無量であった。

スパイねつ造事件の被害者たちは、拷問捜査官・検察・司法部をはじめとした、国家レベルでの誠意のある謝罪を長い間待ち望んでいた。謝罪が単なる“言葉”ではなく、“誠意”であるには、必ず行動が伴わなければならない。

文大統領は、政府が真実を明らかにするとともに、痛みを癒すための努力を続けると表明した。政府ができる治癒努力のうちのひとつに、再発防止がある。そのためには加害者が罪を償わなければならない。

身体の自由は人間の基本権利だ。韓国の憲法でも、すべての国民の身体の自由を謳っている。しかし、軍事独裁時代の捜査機関による不法連行・監禁・拷問・過酷行為は“慣行”だった。去る2月8日、検察過去事委員会は、“ソウル市公務員スパイねつ造事件”の捜査過程で、国家情報院による過酷行為があり、検察は国家情報院の証拠ねつ造を事前に知っていた可能性があったとの判断を下した。

このように韓国では、民主化以降も過酷行為が根絶しなかった。拷問技術者 李グナン(訳注:映画「南営洞」に登場する拷問捜査官)などの極めて例外的な場合を除き、ひどい拷問などで人間性を踏みにじり、虚偽の自白を引き出した捜査官とその指揮官が責任に問われることはなかった。そのため、同様の事件が繰り返されている。

去る6月11日、在日韓国人スパイねつ造事件の被害者たちが自ら名乗りを上げ、再発防止法案を一つ提示した。スパイ事件をねつ造した軍人・公務員たちに国家が、“求償権”行使することだ。

朴博、尹正憲、李宗樹の各氏が“民主社会のための弁護士集い(民弁)”大会議室で、再審裁判を共に闘った弁護士たちと記者会見を開き、法務部長官に拷問捜査官に対し求償権を行使するよう、請願した。

国家賠償法 第2条1項は、公務員が職務を執行

するにあたり、故意または過失により法令に背き、他人に損害を与えた場合、その損害を国家が賠償しなければならず、公務員に故意または重大な過失があった場合には、国家はその公務員に求償することができる」と規定している。

まず、国家が国民個人に、その被った被害に対し賠償したのち、不法を犯した公務員全員に対し、各自加担した不法行為の程度に従って、国家が再請求するというものだ。

このたび求償権行使を請願した在日韓国人は10名。1980年代、民間人に対する捜査権がない保安司令部が、民間人を不法連行・監禁し、拷問と過酷行為により虚偽の自白を強要、国家保安法と反共法に違反したスパイとしてねつ造した事件で、彼ら10名は、実刑を受け服役した被害者たちだ。

2010年から再審を開始し、無罪判決を勝ち取ると、全員が国家賠償責任を認められる民事判決が確定し、韓国政府から賠償金を支給された。

“拷問加害者が国家賠償金を負担するべきだ”

被害者たちは求償権行使対象者として、拷問加害者である元保安司令部捜査官の高炳天氏(80)に注目した。記者会見に臨んだ朴博、尹正憲、李宗樹の各氏は、保安司対共処捜査課の高炳天氏からひどい拷問を受けた。そのうえ、高氏は釈放された朴博夫妻のもとを訪れ、日本に戻ってから事件のことは話すなと脅迫までした。

高氏はそれ以外にも7名の事件ねつ造計画を立てると上申し、全事件の指揮、検察送致のための虚偽自白の整理など、核心的役割を担った。退役したのちも、2005年、真実・和解のための過去事整理委員会における調査で、自身が関与したねつ造事件について、拷問・過酷行為は全くなかったと虚偽の陳述を繰り返し、かたや尹正憲氏の刑事再審裁判では、証人として出廷、宣誓した後にも、自身が拷問した被害者たちの前で、“拷問はなかった”“紳士的に接したところ、尹正憲が自白した”などの主旨で偽証を行った。

再審で無罪を勝ち取った尹正憲氏は腐心の末、高炳天氏を刑事告訴した。偽証容疑で起訴されたコ氏は法廷で形式的な謝罪をしたが、自己の責任回避のための答弁に終始し、公判途中で異例的に法廷拘束されると、懲役1年の実刑判決を受けた。高氏が処罰されたのは、尹氏の再審裁判で偽証したからであり、不法監禁・拷問を行ったという理由からではない。拷問・過酷行為による被害者は、加害者の刑事

処罰を提起したくても、公訴時効のため、その罪を問う方法がないのだ。

そのため、尹正憲氏と朴博氏は、高炳天氏に対する求償権行使について弁護士に相談した。偽証をした高炳天氏を許せなかったのはもちろんのこと、偽証関連裁判当時、高氏支援に乗り出した前職捜査官たちの振る舞いを座視してはいけなないと考え、国家の求償権行使で、民事上だけでも加害責任を問い、義を正さなければならないと思ったのだ。

再審で無罪が確定し、国家賠償も受けた被害者たちは、韓国政府から支給された賠償金が国民の血税だという事をよく知っている。そのため請願者10名も、自分たちが受けた賠償金の一部だけでも、“高炳天氏がスパイねつ造により支給された給与・労金・年金から支払って当然だ”と考えた。

2010年から過去のスパイねつ造事件に対する無罪判決が相次いでなされると、被害者たちやその遺族たちは、国家を相手に民事損害賠償請求訴訟を起こし始めた。その結果として、韓国政府は巨額の損害賠償を負うことになった。

当時の盧武鉉政府の過去事清算事業に否定的だった一部のマスコミは、急激に膨れ上がる国家賠償額

のみを報道し、市民たちに国家暴力の被害よりも、“血税泥棒”という印象を植え付けていった。マスコミが被害者の立場を少しでも推し量ったならば、国家をして加害公務員たちに求償権を積極的に行使し、国庫に環納するよう、要求しなければならないはずだった。

大法院は2011年、過去事再審無罪を理由にした国家賠償事件の遅延利子起算時期を、不法行為が発生した時点ではなく、再審無罪宣告後の損害賠償請求訴訟の弁論終結時点に大幅に引き戻すことで、国家賠償額を減らす判決を出した。続いて2013年12月、梁スンテ大法院長は、再審損害賠償消滅時効を、刑事補償確定日から6か月にするなど、既存の5年から大幅に短縮し、賠償額を削減した。

大法院が被害の回復に努めなければならないはずの被害者に対してよりも、政権の利益だけを考慮した政治的判断をしたのだ。

国家は、国家賠償が成し遂げられたスパイねつ造事件に対し、今からでも求償権を行使し、国家の財政負担を減らすとともに、類似事件の再発を防止しなければならない。

(翻訳：李宗樹 在日韓国良心囚同友会)

悪名高い拷問捜査官 コピョンチョン 高炳天、国家に求償金 1億8800万ウォン払え

毎日新聞 2024年8月16日

国家がおこした求償金請求訴訟 一部引用「高炳天、指揮権行使できる地位」

一年前と相反する判決…控訴審 注目

1980年代「拷問技術者」として悪名をとどろかせた前職 国軍保安司令部 捜査官 高炳天 (84) が、国家に求償金を支払わなければならないという判決が下された。高氏の拷問でスパイの汚名を着せられ、再審で無罪を認定された被害者たちが国家から受け取った賠償金の一部を、拷問の加害者である高氏が払えという趣旨だ。これより前、高氏が捜査した他のスパイねつ造事件の求償金訴訟では国家が敗訴したが、今回これと相反する判決が出たことになる。

15日、法曹界によると、ソウル中央地裁 民事合議 48部 (部長判事 金ドギョン) は、国家が高氏を相手取って提起した求償金請求訴訟で、5月に原告の部分勝訴判決を下した。国家が請求した3億7700万ウォンのうち、1億8800万ウォンが認めら

れた。

裁判部は、「被告 (高氏) が主張する事情だけでは、原告が被告に求償金を行使することが乱用に該当すると見ることはできず、信義誠実原則に反するとは言えない」と、理由を述べた。

裁判部は、高氏に事件のねつ造を主導できる影響力があったと判断した。裁判部は「係長を除けば、班長である被告人がもっとも高い上級者であり、捜査官たちに一定程度の指揮権を行使できる地位」だとし、「在日僑胞のスパイ検挙を主導した功績により褒賞を受けるなどし、単純に上部の指示に従い、受動的に過酷行為に加担したと見ることはできない」と指摘。当時の保安司 対共処 捜査2系所属だっ

た高氏が、尹氏のスパイねつ造事件に積極的に加担したという“真実・和解のための過去事整理委員会”の報告書、高氏が尹氏の裁判で「尹氏スパイ事件をはじめ、1982年に他のスパイ事件でも過酷行為をしたことはない」と偽証した罪で、懲役1年刑を宣告された事実などが判断の主要根拠になった。

半面、約1年前に尹氏の事件とよく似た他のスパイ事件の求償金請求訴訟で、今回とは違う判決が出た。去る8月、1983年の「徐聖壽スパイねつ造事件」関連の求償金訴訟で、同じ中央地裁民事904単独審裁判部は、国家敗訴の判決を下した。

「高氏が当時、係長の次に高い職級にあった」という政府側の主張は、これを裏付ける客観的な証拠がなく、たとえそうだったとしても、係長の次に高い職級者が捜査官たちに対する指揮・監督権があったと見るのは困難」という理由だった。政府が控訴

し、現在、控訴審が進行中だ。

政府は、高氏の偽証が求償金請求訴訟の部分勝訴判決の主要根拠になったという点に注目している。高氏が少なくとも1982年からは、係長の次に高い階級だった者として、過酷行為を主導したということが、事実上認定されたと解釈できるからである。

大検察庁は15日、韓国日報との通話で「高氏の地位、勤務部署の特性、徐聖壽事件前後の類似事件を総合してみれば、高氏が不法行為を積極的に主導したと見るのが相当だ」と、控訴理由を明らかにした。尹氏の裁判を担当した張ギョンウク弁護士は「拷問捜査官の悪行に対し、必ず国家が民事上の責任を問い、被害者たちに少しでも慰労になる判決が言い渡されなければならない」と、強調した。

(朴チニョン記者)

////////////////////////////////////// 《 報道資料 》 //

広島で被爆した韓国人男性、「北朝鮮のスパイ」にでっち上げられる 13年間も拘束…数奇な運命たどった今願う名誉回復

【朝鮮半島と在日「スパイ」(上)】／共同通信 2024年9月3日

ある韓国人男性は、広島への原爆投下で母、弟、妹を失った。1960年代に韓国へ帰国して農業を営んでいたが、「北朝鮮のスパイ」として捕まり、約13年間拘束、投獄された。今年4月、韓国政府の人権侵害調査機関は、軍事政権だった当時の韓国の捜査当局が不法に男性を拘禁し、拷問によって虚偽の自白を強要したとの調査結果をまとめた。そして、政府に謝罪や再審開始を勧告した。

数奇な運命をたどった男性は今、名誉回復を願う。政府機関の調査が始まった昨夏と、調査結果が出た後の今夏、男性に取材し、日本・韓国・北朝鮮が絡み合う人生をたどった。(共同通信ソウル支局 富樫顕大)



※ 韓国・済州島の自宅で取材に応じる金良珍さん
＝2024年7月3日(共同)



▽「朝鮮の豚」

その男性は、韓国本土から南に約100キロにある済州島出身の金良珍さん(94)。朝鮮半島は1910年から日本の植民地になった。貧しかった多くの島民が、済州島と大阪を結ぶ連絡船「君が代丸」に乗って日本へ渡ったといわれる。金さんは5歳の頃、出稼ぎの父について日本へ行き、大阪などを経て、広島で小学校に通った。

「朝鮮の、山奥で、確かに聞こえる豚の声。プー、プー、プー」。勉強ができない朝鮮半島出身の子どもは、他の子どもたちからこのようにばかにされた。

「自分も日本人になったような気持ちで（一緒に）やった。今になると本当に恥ずかしい」と金さんは顔をこわばらせた。

小学5年生の頃から、病気の父に代わって働くため、学校には行かず工場へ通った。「おふくろは工場と一緒に行ったけど、日本語もできない。私1人が家庭を支える感じだった」。

▽原爆手帳、2012年に交付



※ 広島への原爆投下直後に開設された救護所
＝1945年8月8日（陸軍船舶司令部写真班撮影、
広島原爆被災撮影者の会提供）

「弟、妹がいなければ（生きる理由を失って）自殺していた」。その弟、妹は原爆投下の日、小学校に登校したまま行方が分からず、遺体も見つからなかった。母はつぶれた自宅の下敷きになって即死した。自身は首の上に家の梁が落ちてきて動けなかったところを、隣組の組長が救い出してくれたという。

皮膚がただれた人たちが「痛い」と言いながらのろのろ歩いていた様子は、「幽霊のよう」で「地獄図」だった。他人を助ける余裕もないまま公園へ逃げた。

広島と長崎では、朝鮮半島出身者計約4万人が死亡したとの推計があるが、正確な調査はない。植民地期に「日本人」とされたものの、帰国者は日本政府の援護の対象外になった。日本政府は2003年に在外被爆者への手当支給を始め、金さんは2012年に原爆手帳の交付を受けた。

▽詩人、金時鐘さんと



※ 韓国南東部・陝川で開かれた原爆犠牲者を追悼する慰霊式＝8月6日（金民熙撮影＝共同）

原爆投下後、親戚のいる大阪へ移り、1945年8月15日、それまで「現人神」とされた昭和天皇が敗戦を告げるラジオの「玉音放送」を聞いた。「何を言っているかよく分からない。これが神か。こん

なもの神として奉って戦争を起こしたか」と衝撃を受けたという。

日本の敗戦は朝鮮半島の「解放」だったが、朝鮮半島は米国が支持する韓国と、ソ連が支持する北朝鮮に分断され、1950年から朝鮮戦争が始まった。親戚の誘いから、北朝鮮を支持する在日朝鮮人組織の集会に参加するようになった。「原爆を投下した米国が憎くて」という気持ちもあったという。

1950年代、靴工場で働きながら、同じ済州島出身の在日コリアンの詩人、金時鐘さん（95）、作家の梁石日さん＝2024年6月に死去＝らのサークル「大阪朝鮮詩人集団」に参加した。新婚夫婦が住む隣室から夜に聞こえる声、音が気になる苦悩をつづった詩などを同人誌に掲載した。

▽北朝鮮へ渡った兄のことで脅されて

在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）系の青年組織のメンバーだったが、1950年代後半、組織を批判すると「反動だ」と罵倒され、組織から遠ざかった。

パチンコばかりの生活から脱却しようと韓国への帰国を考えた時、朝鮮総連の関係者が接触してきて「革命家として韓国へ行け」と言われた。日本から北朝鮮へ渡っていた兄のことを持ち出し「おまえ次第で兄がどうなるか分からない」と脅され、思想教育を受けさせられたという。「韓国で（北朝鮮に関わることを）何もしなければいい」と考え、1964年に故郷の済州島に帰り、農業を営んでいた。

▽眠らせない拷問



※ 「真実・和解のための過去事整理委員会」の聞き取りで話をする金良珍さん
＝2023年7月6日、韓国・済州島（共同）

だが1972年、韓国当局から突然、日本で北朝鮮関係者から指令を受けた「スパイ」だとして連行される。金良珍さんよりも先に大阪から韓国へ帰国していた知人がスパイ容疑で連行され、その尋問過程で金さんの名前が関係者として挙がったためとみられている。

金さんは昨年7月、政府の人権侵害調査機関「真実・和解のための過去事整理委員会」の聞き取りに、次のように説明した。

「(容疑内容を)『知らない』と否認すると、拷問が始まった。捜査官は顔を殴ったりすねを蹴ったりし始めた。耐えられなかったのは、眠らせてもらえなかったことだ。捜査官が望むように私が話さないから、捜査官が交代しながら、1週間ほど、私を眠らせないようにし続けた。自暴自棄になり、ただ『やりました』と答えた」

国家保安法違反罪などで懲役15年が確定。1985年に仮釈放されるまで、拘束は約13年間続いた。

▽「スパイはしていない」



※ 聞き取りを終えた金良珍さん(左)と長男の暎範さん。暎範さんは「父の名誉回復だけでなく、家族としても重荷から解放されたい」と涙で言葉を詰まらせた。=2023年7月6日、韓国・済州島(共同)

金さんは2022年、委員会に事件の調査を申請し



※ 金良珍さん(左)と妻の金雪滢さん
=2024年7月3日、韓国・済州島(共同)

た。今年4月、委員会は「申請者(金さん)は捜査機関から不法連行、不法拘束され、陳述の強要と過酷行為を受けて処罰された」と結論付けた。

金さんは、委員会の聞き取りや取材に「スパイはしていない」と繰り返し訴えた。日本で思想教育を受けさせられたとは話しており、捜査当局のストーリーが「一から十まで全てをねつ造というわけではない」とは述べるが「一部を拡大解釈したのだから、ねつ造だ」と強調する。

委員会は再審開始も勧告した。委員会の調査結果を基に再審で無罪となれば「名誉が回復する。それで何か変わるわけではないが、満足感は得られると思う。やれるところまでやりたい」と語った。

© 一般社団法人共同通信社

裁判官が謝罪「南北対立で国家暴力の犠牲に…」「北朝鮮スパイ」ねつ造、被害者や家族の苦悩は今も続く

【朝鮮半島と在日「スパイ」(下)】／共同通信 2024年9月4日

韓国と北朝鮮は分断国家として対立し、互いにスパイを送り込むなどしてきた。韓国は今こそ「民主主義」「K-POP」といったイメージがあるが、1980年代までは軍事独裁政権で、本物のスパイではない人たちも「北朝鮮のスパイ」として多く摘発された。捜査員の実績競争や、北朝鮮の脅威をあおって民主化運動を弾圧しようとした背景があったといわれる。在日韓国人らも、留学やビジネスで韓国を訪れた際に「日本で北朝鮮工作員の指示を受けた」などとして、多数が摘発、長期拘束された。

今年5月、韓国政府の人権侵害調査機関は14年ぶりに、新たに4人の在日韓国人(いずれも故人)について、拷問による虚偽自白などを認定し、再審を勧告した。ただ被害者や家族は今も傷を抱える。



※ 再審で無罪が出た故・崔昌一さんの娘の崔智子さん=5月23日、ソウル高裁前(撮影・金民熙=共同)

日本で生まれ育った家族は「軍事独裁政権が私たちの人生をどこまでめっちゃくちゃにしたのか韓国政府は理解しているのか」と訴える。(共同通信ソウル支局 富樫顕大)



※ ソウルの西大門刑務所歴史館に展示されている、
嫌疑ねつ造でスパイとして投獄された在日韓国人
らの記録＝7月9日（共同）



※ 再審で判決が言い渡されるソウル高裁の法廷へ向
かう故・崔昌一さんの娘の崔智子さん。崔さんは
現在、高校教諭で「人権教育をライフワークにし
ている」という＝5月23日（撮影・金民熙＝共同）

▽ 69 日間不法拘禁、機密でもない情報

政府の調査機関は「真実・和解のための過去事整理委員会」。今年5月、在日韓国人の複数の事件について調査結果を発表した。被害者はいずれも故人で、大阪府などの出身の崔昌一さん、^{チェ チャンイル} 呂錫祚さん、^{ヨ ソクチョ} 高賛昊さん、^{コ チャンホ} 姜鎬振さん。^{カン ホジン} 1970～80年代ごろ、ビジネスや先祖の墓参り、親戚訪問などで日本から韓国を訪れた際にスパイ活動をしたとして、それぞれ約2～7年間、拘束された。

このうち崔昌一さんを巡っては、娘の崔智子さん（42）＝大阪市＝が委員会の勧告に先立って再審を請求しており、今年5月にソウル高裁で無罪が言い渡された。



※ 再審で無罪が出た故・崔昌一さんの娘の崔智子さん（中央）を祝う支援者ら
＝5月23日、ソウル高裁前（撮影・金民熙＝共同）

崔昌一さんは、東大大学院で地質を研究する修士課程を修了後、1960年代から韓国で勤務した。しかし、北朝鮮工作員とされる人に韓国の炭鉱などの情報を教えたなどとして1973年から約6年間拘束された。

ソウル高裁の再審判決は、崔さんの供述は「不法な拘禁下で、任意性がない状態で得られた」上に、起訴内容の炭鉱などの情報は、そもそも「機密として保護される価値があるものと認められない」と指摘した。委員会の調査によると、崔さんは令状のない連行で69日間不法拘束されていた。

ただ検察側は「判決は国家保安法や反共法の法理を誤解している」として上告した。崔さん側の弁護士は「委員会の決定を無視しており、遺族への二次加害だ」と批判した。

▽ 南北分断の犠牲

ソウル高裁の裁判官は、再審で無罪を言い渡す際「南北分断がもたらす理念対立の中で誠実な国民が国家暴力の犠牲になった。司法府の一員として深く謝罪する」と述べた。

崔智子さんは「南北対立は政治的なことだ。それに利用されたというのは、非常に納得がいかない」と憤る。さらに「謝罪を受けたからといって、父や家族の心の傷が癒えるわけではない」とも話した。

崔智子さんは、崔昌一さんが釈放された後に移り住んだ神奈川県藤沢市で育った。「（一家は）韓国人のいる街で『アカ（共産主義者）の家』と言われるのを恐れて、日本人ばかりの街に住んだ。そのような街では私たちは韓国人であることで差別された」。30代半ばで韓国から移住した母は精神的に不安定になっていった。崔智子さん自身は小学生の時、上履きを隠されたり「国に帰れ」と言われたりするいじめに遭った。

中学のころは「悪い仲間と付き合い、不良のようなことをやって、その時は差別はなかった」と言う。高校生の時に父、崔さんが56歳で亡くなり、高校を中退した。

▽ 約 40 人が再審で無罪確定



※ ソウルで開かれた自伝の韓国語版出版記念会に出席した李哲さん＝5月14日（撮影・金民熙＝共同）

崔さんは、被害者らでつくる「在日韓国良心囚同友会」^{イチョル} 代表の李哲さん（75）＝大阪市＝に「家族のあなたも被害者です」と言われ、再審に踏み出したという。

李さんは1975年に「スパイ」とされて死刑判決

を受け、2015年に再審で無罪が確定した。2024年5月、李さんの自伝の韓国語版出版記念会がソウルで開かれた。多くの関係者が祝いに駆け付けた中、李さんは「監獄にいたことを妻にも話せていない人もいる。なんとかして忘れた過去を思い出したくないと、再審をしたがらない人もいる」と語った。

李さんによると、1970～80年代ごろに、韓国で北朝鮮スパイとして拘束、投獄された在日韓国人は計70～80人ほどに上る。このうち約40人が、再審で無罪が確定している。

▽責任者の処罰がないならば…

軍事政権期などの国家暴力を調べる「真実・和解のための過去事整理委員会」は、2005年に発足した。軍事政権の流れをくんだ保守系の李明博政権が2010年に活動を停止したが、革新系の文在寅政権が2020年に再開した。李哲さんら同友会は、スパイとされた在日韓国人らの調査を一括して委員会へ申請したが、他にも多くの案件を抱える委員会は、一部しか調査に着手していない。委員会は法律改正などがないかぎり、2025年5月で調査期間が満了する。被害の全容は解明しないままとなる可能性がある。



※ 獄中の父とやりとりした手紙に目を落とす姜希雪さん
＝6月12日、ソウル（共同）

韓国・原州市の姜希雪^{カンヒソル}さん（56）は、故人である父が、大阪から韓国に永住帰国してイカ釣り漁船で働いていた際にスパイ嫌疑をかけられ、約18年間拘束された。母も共犯として一時投獄され、孤児院を経て、約1年間は、小学生前後のきょうだい4人だけで鉄拾いをして暮らした。近所の人からは「アカの家族」と石を投げられたこともあった。

姜さんは「父は社会主義者ではあったが、スパイ行為を否定していた」と話す。それでも再審請求はしていない。「無罪になっても当時の捜査官や裁判官は処罰されない。大きい価値を感じられない」と言葉を振り絞った。

© 一般社団法人共同通信社【共同通信 2024.9.4】

被爆者「スパイ」に無罪 韓国で再審、13年間拘束

共同通信 2025年1月17日



※ 2023年6月、韓国・済州島で取材に応じる
金良珍さん（共同）

【ソウル共同】韓国のソウル高裁は17日、広島で被爆後、韓国で「北朝鮮のスパイ」として1972年から約13年間拘束、投獄された金良珍^{キムヤンジン}さん（94）の再審で無罪を言い渡した。金さんは取材に「うれしいどころではない」と話した。

政府の人権侵害調査機関「真実・和解のための過去事整理委員会」が2024年4月、当時の捜査当局

が令状なしに不法拘禁、拷問をして虚偽の自白を強要したとの調査をまとめ、政府に謝罪や再審開始を勧告していた。

韓国では軍事独裁政権下の1970～80年代、訪韓した多数の在日韓国人が拷問や嫌疑捏造でスパイとされた。